

選定療養費について

●標準的算定日数を超えて受ける疾患別リハビリテーションの利用について

リハビリテーションに係る「選定療養」とは、医師の判断のもと、患者が自ら希望して選択し、別途に費用負担をすることで受けることが出来る追加的な医療サービスのことです。当院では、リハビリテーションに係る「選定療養」を行うことができる体制となっておりますので、ご希望される場合には、担当する医師やリハビリ担当者にご相談ください。また、リハビリテーションに係る選定療養のご利用いただく際は、選定療養費に係る同意の手続きが必要となりますのでご了承ください。

【1 単位 20 分】

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ） 2,200 円
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ） 1,100 円
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 2,040 円
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅲ） 950 円

※患者、家族の希望であっても医師の判断により行わない場合がありますので予めご了承ください。

●入院期間が 180 日を超える場合の費用の負担について

入院医療の必要性が低いが患者側の事情により長期にわたり入院している者への対応を図る観点から、入院期間が 180 日を超えた場合は厚生労働大臣が定める場合等を除き、保険診療一部負担金以外に「180 日超入院に係る保険外併用療養費（選定療養）」として下記の料金を説明のうえ自己負担していただきますので、ご了承ください。
また、難病や重症等の患者様については選定療養の対象とはなりません。

- ・療養病棟入院基本料 1 1,780 円
- ・療養病棟入院基本料 1（生活療養を受ける場合） 1,870 円

令和 7 年 4 月 1 日
医療法人財団 明理会 相原病院
病院長